

**令和元年第3回東洋町議会定例会会議録**

**(第 1 号)**

**令和元年9月10日(火)**

**東洋町議会**

余 白

# 令和元年第3回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会本会議場  
開 会 令和元年9月10日(火) 午前9時00分宣告  
出席議員 (8名) 議長 西岡 尚宏 君 副議長8番 福島 登 君  
2番 高島 俊彦 君 3番 小松 熙 君  
4番 武山 裕一 君 5番 小野 正路 君  
6番 今宮 裕明 君 7番 田島 毅三夫 君  
欠席議員(1名) 7番 田島 毅三夫 君  
(地方自治法第135条の規定による出席停止)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
副町長	長崎 正仁 君
会計管理者	生松 克祐 君
教育長	川田 真由美 君
総務課長	大坪 靖幸 君
税務課長	小池 昭平 君
住民課長	蛭子 浩久 君
産業建設課長	伊吹 真貴博 君
教育次長	北川 晃彦 君
地域包括支援 センター事務局長	田岡 いずみ 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
税務課長補佐	近藤 真人 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	築地 仲音
事務局職員	金山 志帆

議事日程 別紙のとおり  
議事のでんまつ 別紙のとおり  
会議録署名議員 3番 小松 熙 君 4番 武山 裕一 君

令和元年第3回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

令和元年9月10日(火) 午前9時開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 発議第10号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件  
について
- [日程第4] 認定第1号 平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定  
について
- [日程第5] 認定第2号 平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別  
会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第6] 認定第3号 平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- [日程第7] 認定第4号 平成30年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について
- [日程第8] 認定第5号 平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計歳  
入歳出決算の認定について
- [日程第9] 認定第6号 平成30年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出  
決算の認定について
- [日程第10] 認定第7号 平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳  
出決算の認定について

- [日程第11] 認定第8号 平成30年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第12] 認定第9号 平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- [日程第13] 承認第11号 専決処分事項「令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第14] 議案第20号 東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第15] 議案第21号 東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて
- [日程第16] 議案第22号 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて
- [日程第17] 議案第23号 東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについて
- [日程第18] 議案第24号 令和元年度東洋町一般会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第19] 議案第25号 令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第20] 議案第26号 令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第21] 同意第14号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第22] 報告第4号 財政の健全化判断比率等の報告について

**[日程第16] 議案第22号 東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて**

**[追加日程第1] 発議第12号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議について**

**[追加日程第2] 発議第13号 東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議について**

議事のでんまつ

議長

(西岡 尚宏議長)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これより、令和元年第3回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間：9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定のほか、議案として、発議1件、決算認定9件、専決処分事項補正予算1件、条例4件、補正予算3件、人事1件、報告1件の計20件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により、監査委員から令和元年5月から7月分の例月出納検査の結果について、不都合は認められないとの報告が提出されております。

また、平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算、各特別会計歳入歳出決算審査意見書が提出されております。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、教育委員会から、平成30年度東洋町教育委員会の自己点検、評価シートが提出されております。

次に、閉会中の議員派遣3件について報告があり、代表派遣議員から提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告の、発言の申出がありまし

町長	<p>たので、これを許します。</p> <p>松延町長。</p>
議長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>皆さん、おはようございます。</p> <p>本日、令和元年9月の定例会を招集いたしましたところ、</p>
町長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長、ちょっと。</p> <p>どうぞ。</p>
町長	<p>(松延 宏幸町長)</p> <p>議員全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>今年の夏は、お盆前に、台風接近などもございましたが、幸いにも大きな被害もなく、昨年から延期となっておりました、本町での安芸郡町村議員等研修会も、7月24日、無事に開催をされ、盛会のうちに終了されまして、執行部といたしましても、少し安堵したところでございます。</p> <p>令和初の敬老会も婦人会の方々、地域の皆様のご協力によりまして、9月7日、無事に開催をいたしております。</p> <p>秋の行事もこれからが本番を迎えますけれども、台風シーズンは、まだ終わっておりませんので、災害等につきましては、常時、警戒を怠らないように取り組んで参ります。</p> <p>さて、本定例会への提出案件でございますが、平成30年度の各会計決算の認定案件9件、条例案件4件、令和元年度の補正予算案3件、専決予算1件、人事同意案件1件、報告事項1件、あ</p>



わせまして、合計１９件となっております。

委員会等でのご審議も含め、適切なご決定をお願いを申し上げます。

それでは提案理由に先立ちまして、若干の行政報告をさせていただきます。

まず、阿南安芸自動車道についてでございますが、本年３月２９日に、新規事業化決定をされました阿南安芸自動車道の、海陽町多良から野根間でございますが、土佐国道事務所、高知県道路課は、８月２６日、２８日、２９日と３箇所です測量調査の立入説明会を実施いたしております。

いよいよ本町におきまして、高規格道路の事業化着手が開始されたということでもあります。

今後、段階を踏み、用地交渉など、完成に至るまで長期間の事業となります。

地権者の皆様のご理解とご協力が必要不可欠となっております。

町といたしましても円滑に事業の進展が図られるよう最大限の努力をして参りたいと思っております。

続きまして、集落活動センターについてでございます。

避難タワーと集会所機能や、様々な活動の拠点施設としての機能を併せ持つ複合施設として計画しておりました集落活動センターでございますが、県のご支援、ご指導を受けながら、８月３０日に、白浜集会所におきまして、甲浦地区集落活動センターの設立総会を開催をいたしております。

昨年１０月に、来町をされました知事の対話と実行行脚から１年をかけまして、準備会などを重ねて参ったところでございま

す。

この設立総会で規約案などをご承認をいただいたことで、様々な支援策の活用も可能となって参ります。

本事業を積極的に推進して参りました尾崎県知事でございますけれども、皆様ご承知のとおり、8月21日に、自らの去就について、記者発表されたところであります。

しかしながら、引き続き本事業につきましても、県からの支援は、今後も継続されていくものと確信をいたしております。

開所式は、10月6日を予定しているところでございます。

ハード面につきましても、並行して検討してきておりますので、令和元年度当初予算に計上いたしております詳細設計を本年度中に、そして来年度には、建設工事に着手したいと考えております。

全日本サーフィン選手権についてでございます。

第54回全日本サーフィン選手権大会が、生見海岸におきまして、8月19日から25日まで1週間の日程で開催されております。

本町では6年ぶりの開催ということでございます。

全国から1100人規模の参加がある大きな大会でございましたが、予備日を含めまして、無事終了しております。

この大会は、全国70支部で開催される支部予選大会で選抜されました代表選手が参加し、国際大会の日本代表候補の選手を選抜する目的もある大会と聞いております。

東京オリンピック出場選手は、まだ決定されていないということでございますが、生見の地で開催されました、この大会に参加された方々の中から、オリンピック選手が一人でも多く選出され

ることを期待しているところでございます。

また、開催期間が一週間となりました、この大きな大会であります、地元への経済効果は、聞き取り調査でございますけれども、1400万円以上と伺っております。

今後も交流人口や関係人口の拡大策の一環といたしまして、このような大会などを誘致することで、町の活性化につなげて参りたいと考えているところでございます。

最後に安芸広域租税債権管理機構の平成30年度の実績につきまして、ご報告を申し上げます。

別紙資料も配付しておりますけれども、徴収率は60.3パーセントでございます、この数値は高知県内4機構中、トップとなっております。

全国との比較におきましても44機構中、第4位となっているところでございます。

また、機構との相乗効果もございまして、本町の町税全体の徴収率も向上をいたしているところでございます。

現年度分の徴収率では、高知県下34市町村中、第2位の徴収率となっているところでございます。

また機構は、令和元年度から全国で初となる、私債権の受託を開始をしております、現在、回収作業に取り組んでいるところでございます。

職員の努力、頑張りもございまして、今後とも皆様方のご理解、ご支援をお願いを申し上げます。

以上、簡単でございますけれども、9月定例会での行政報告とさせていただきます。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>町長の行政報告が終わりました。</p> <p>日程に入ります。</p> <p>日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。</p> <p>本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第 1 2 6 条の規定により、3 番、小松熙君、並びに 4 番、武山裕一君を指名します。</p> <p>日程第 2、会期の決定の件を議題とします。</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。</p> <p>高島議会運営委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>皆さまおはようございます。</p> <p>令和元年第 3 回定例会議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>9 月 6 日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議いたしました結果、本定例会の会期は、本日 1 0 日から 9 月 1 3 日金曜日までの 4 日間とする。</p> <p>運営につきましては、本日の開会日に、提出者から提案理由の説明を受け、本日 1 0 日本会議散会后から、委員会及び議案審査のため休会、1 3 日に再開し、審議、採決の後に一般質問を行う。</p> <p>議案質疑は、一問一答方式の時間制とし、議案全体で 1 人 1 時間以内、答弁者も 1 時間以内とする。</p> <p>次に、一般質問については、一問一答方式の時間制とし、質問全体で質問時間を 1 人 4 0 分間とする。</p> <p>また、執行部の答弁時間も 4 0 分間とする。</p>

議長

なお、議案質疑及び一般質問については、議会会議規則第64条の2の規定により、反問権を行使することができる。

議案質疑の通告期限は、11日、水曜日、午後5時まで、一般質問の通告期限は、本日、10日、火曜日、午後5時までとする。

なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

以上のように決定いたしました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

(西岡 尚宏議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。

ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から9月13日までの4日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月13日までの4日間と決定しました。

日程第3、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを議題とします。

(議席より、議長と発言あり)

地方自治法

	<p>(議席より、議長、議長と発言あり)</p> <p>第117条、</p> <p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>为什么呢。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>前回もですね、冒頭にこういうことをやって、12時間もかかって、ほんでまあうちは出席禁止になりました。</p> <p>結果、この議案審議の、この議案の説明も全然聞いてないんですよ。</p> <p>どうでしょうか、私はこの議員として、やっぱりこの議案説明は聞きたい。</p>
7番議員	
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはあなたがきちっとすれば聞けることじゃないですか。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議場で聞きたいです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、ほやきん議場で聞くのは、あなたがちゃんと守ることを守ってしたらいいことじゃないんですか。</p>

<p>7 番議員</p>	<p>(議席より、それを責任転嫁したらいかんと発言あり)</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>おかしいこと言うたらいかん。</p> <p>以上です。</p> <p>どこまで言うたか分からんの。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>地方自治法第 117 条の規定により、7 番、田島毅三夫君の退場を求めますので、議員控え室で待機してください。</p> <p>ただ、議員控え室はクーラーがちょっと調子が悪いので、第 3 会議場でクーラー効かせておりますので、よろしく願います。</p> <p>(田島議員退場)</p> <p>本件については、前回定例会での継続審査として、懲罰特別委員会で審議されております。</p> <p>まず、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会からの報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員会委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会から報告をいたします。</p> <p>この件については、懲罰特別委員会から審査結果について、特別委員長からの報告ののち、田島議員に弁明の機会を与える。</p> <p>次に、委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p>

<p>議長</p>	<p>次に、採決の方法は起立により行う。          なお、弁明に係る制限時間は設けない。          以上のように決定いたしました。          これで、議会運営委員会からの報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、委員長報告の          のち、田島議員へ弁明の機会を与える、委員長に対する質疑を行          う、討論を行う、採決は起立により行う。          なお、弁明に係る制限時間は設けない。          以上のとおりで異議はございませんか。          (議席より、なしと発言あり。)          異議なしと認めます。          それでは、本件について、懲罰特別委員会からの報告を求めま          す。          今宮懲罰特別委員会委員長。</p>
<p>懲罰特別委員会委          員長</p>	<p>(今宮 裕明懲罰特別委員長)</p> <p>それでは報告を行います。          令和元年6月12日付で、本委員会に付託された、議員田島毅          三夫君に対する懲罰の件について、継続審査の審査結果をご報告          をいたします。          お手元の委員会審査報告書をご覧ください。          本委員会は、令和元年6月12日付で、提出者の武山裕一議員          をはじめ、賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲          罰動議が提出され、議長指名による懲罰特別委員会を設置し、同</p>



日に、6名で構成する同委員会を招集し、委員長に、私、今宮裕明、副委員長に福島登議員が選任されました。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

6月12日の本会議において、地方自治法第129条（議場の秩序維持）、同法第131条議長の注意の喚起、東洋町議会会議規則第61条一般質問、同規則第102条品位の尊重に抵触すると思われる行為がありましたので、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、懲罰を求めるものであります。

懲罰特別委員会では、令和元年6月12日の令和元年東洋町議会第2回定例会2日目の本会議中における田島毅三夫議員の言動が法令、規則に抵触するかについて審査をいたしました。

審査の結果、田島毅三夫議員は、本件懲罰動議が提出された懲罰事犯以外にも、東洋町議会会議規則第54条に抵触する行為が見受けられました。

懲罰事案とまではいえず、対象とは認められなかった事案もありましたが、その他の事案については、すべて懲罰事由に当たることを確認しました。

その詳細につきましては、報告書の2ページから41ページをご参照ください。

簡潔に説明しますと、まず、地方自治法におきましては、第129条「議場の秩序維持」に抵触する行為が4件、同法第131条「議長の注意の喚起」に抵触する行為が1件認められました。

次に、東洋町議会会議規則におきましても、同規則第54条発言内容の制限に抵触する行為が5件、同規則第61条一般質問に抵触する行為が1件、それから同規則第102条品位の尊重に抵

触する行為があったことが認められました。

発言内容の制限で、その範囲を超えた発言として議長から注意を受けましたが、懲罰の対象事案には当たらないと認められたものが3件あったことを確認しました。

田島毅三夫議員は、本懲罰動議における弁明時に法令、規則の条項を読み上げられましたが、そのひとつひとつについて、私はまったく理解ができていない。私の発言のどこがこの条例のどこに、どのように当たって、懲罰をかけられているのかということが全く分からないんです。もう少し詳しく説明してもらわなければ、なかなか弁明はできない。と発言しています。

この発言から分かるように、田島毅三夫議員は、過去に何度も懲罰事犯を起こし、その都度、東洋町議会は懲罰を科してきたにも関わらず、法令や規則、条例を理解する努力が見受けられない証拠であります。

本会議中に、議長から、大川村の二の舞を踏み、町は潰れるとの発言がありましたが、大川村は潰れたんですか。大川村に対し無礼な発言であり、不穏当発言と認めますと、さらに、野良猫の撲滅発言については、動物愛護の観点からも許される発言ではなく、議会の品位を欠く発言でありますと注意を受け、発言の取消しを求められても拒否し、議長権限で発言を取消されたにも関わらず、本懲罰動議における弁明時に、同じような内容の不穏当発言を繰り返しております。

本特別委員会では、以上のことから、田島毅三夫議員の言動が、議場の秩序を乱し、議会の品位を汚し、町民からの信頼を大きく失墜させるものと自らの非を認め、深く反省してもらうため、田島毅三夫議員に科する懲罰の種類は、地方自治法第135条第1

	<p>項第2号の規定による、公開の議場における陳謝とすることを全会一致で決定しました。</p> <p>なお、陳謝文の内容については、報告書の43ページをご参照ください。</p> <p>以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>懲罰特別委員会からの報告が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君からの一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p> <p>弁明を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうでしょうか、参考資料がありますが、配らなくてもいいですか。</p> <p>見もってしてもうたらいが、要りませんか。</p> <p>要るんやったら、コピーしてもうたら、皆に。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先見せていただけ、</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よかったらもうそれでいきましょう。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先見せていただけますか、こっちへ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうでしょうか、その今言う、弁明書も要りませんか。 ちょっと長文になっています。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>一旦休憩します。</p> <p>(休憩時間：9時26分)</p> <p>(田島議員の参考資料配布)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：9時33分)</p> <p>今のこれ、田島さんの参考資料ですので、皆さん。 田島さん、弁明を始めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

失礼します。

それでは、弁明させていただきます。

先ほどの、この今言う、委員会審査報告書、田島処分に対する理由書ですね。

それは43ページあります。

要約して報告してもらったので短くなります。

弁明の、しかし、この43ページを逐一ずっと始めから終わりまで、ずっと順を追って弁明しておりますので、少々長くなります。

よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは弁明を始めます。

毎回のようひ、田島の議会発言に難癖、これはまあ言い方きついかも分かりませんが、私にとつたらそれぐらい思つております。つけて、発言を禁止した上、執行部答弁まで必要はないと止め、そのうえ議会秩序を乱したなどと懲罰にかけて、処分しようとしておりますが、住民さんの代弁者として、選挙で選出され、行政の監視チェックを任された議員の議会質疑や質問は、憲法で保障された言論の自由であり、処分理由にはならない証明に、判例と議員必携を参考資料として提出し、6月議会での田島発言が懲罰処分理由には当たらないこと。

また、議員の議会発言が、いかに重く保護されているか、さらに不当な理由での発言妨害が、どれほど重い罪になるかを明らかにして、私の無実と処分請求の違法、不当性を証明したいと思ひます。

まず、参考文例、文献、先ほど皆さんにお渡しした文を口頭で少し説明させてもらひます。

参考文献資料1、大坂地裁判決、昭和44年9月19日の説明

でございます。

その一部を要約して引き、今回処分が違法であった証拠として挙げて、一つ一つの事実反証、弁明したいと思いますが、この判例は議会秩序や無礼な言葉、品位を汚したなどの議員発言が対象とされております。

しかし今回の、この私の分についての秩序を乱した、議長指示に従わないなどの処分理由にも同様該当する事案であり、各処分理由の不当性を立証するために参考資料として挙げさせていただきました。

まず①、議員の議会活動の中心は行政に対する議案の審議や質問、評決などの発言活動であるから、議員の発言は、法第92条の地方自治の基本原則の主旨及び第21条の表現の自由に関する活動として、憲法上、最も最大の保障をされなければならない。

この議員の言論は、特に政治的言論であって、その発言の内容や見解が、たとえ国の政治的方向や自治体の方針に反していたとしても、何らの制約や限定を受けるものではない。

その意見の当否は、有権者の批判、まあここは自分で主に選挙ですね、に待つべきものであり、発言の内容の善し悪しによって懲罰の対象とすること自体、違法、不当であり、これは議会制民主主義の根本であると、こう一つ目にいわれております。

②多数政党、政派で成り立つ合議体である議会の性質上、議員への懲罰事由は極めて厳格に制限されており、いやしくも議員の言論の内容の善し悪しによって懲罰の対象とするなど、多数派政党の横暴を許すようなものではないということは、極めて明白であり、最高裁判例も懲罰に該当するか否かの判断の要件を、議員の発言内容にまで立ち入ることを認めていないとあります。

③です。

議会の品位を傷つけるとは、議会の秩序運営を不能にらしめ、議会制度そのものを破壊するような、議場における言動に限定されるであろうが、そもそも議員の発言の内容に立ち入って、懲罰の対象とすること自体、違法、不当であると、こう判例されております。

④です。

言論の自由は、日本国憲法の蔽に保障するもの、厳しく保障するものだが、特に議会議員は住民の代表として選挙され、議会で言論することを重要な職務とするものであって、他人の私生活に関するものを除き、十分にその意を尽くし、民意を反映させなければいけない。

ゆえに、その発言を無礼な言葉、秩序を乱した、品位を欠いた言葉などであるとして議員に懲罰を科すには、慎重な考慮を要するものであって、もし、こうした懲罰権が濫用されるならば、議会の使命の達成を阻む結果を招くことになる、こういわれております。

最後です。⑤。

無礼な言葉、秩序、品位なども同じですが、に、該当するかどうかは、議員が議会において、付議された事項についての自己の意見や批判の発表に必要な、範囲を超えた議員やその他の関係者の、正常な感情を反発する言葉をいうが、付議された事項について自己の意見を述べ、または他の議員らの意見などを批判するのに必要な発言である限り、たとえその措辞、言い回しですね、が、痛烈であって、そのため他の議員らの正常な感情を反発したとしても、それは議員に許された言論によって生じる、やむを得ない

結果であって、これをもって無礼な言葉を用いたと解することはできないと。

いろいろありますが、5つだけ引用させていただきました。

以上、5つの判例を挙げましたが、今回のような議員発言を理由もなく、私に言わせてもらえばね、あるいはこじつけ、議員発言を中止し、さらに執行部答弁を止め、処分するなどは憲法で保障された議員の言論の自由を拘束した、違法、不当事案であり、正当な議会運営とは到底いえないと思います。

また、議員への名誉毀損、侮辱、さらに議員発言を妨害する、公務執行妨害も併罪すると考えております。

よく審査していただくようお願いしたいと思います。

参考資料2として、議員必携の説明をさせていただきます。

これは、議員必携という、議員の要綱ですけどね。

質疑とは、議題に出された事件について、疑義を質すものである。質疑は、現に議題となっている事件に対し、疑問点を質すものでなければいけないと。

また、自己の意見を述べることはできないが、この場合の意見とは、討論の段階で述べるような、賛成、反対の意見であって、自己の見解、考えですね、を述べないと質疑の意味をなさないものまで禁止しているものではない。

こう明確に解釈されております。

すみません、ちょっと水を飲ましてください。

しかし、6月議会では、議案の疑義についての質疑を意見として発言を中止させた上、継続審査の結果、今回懲罰処分理由が挙がっておるわけですね。

この違法、不当は許せません。



	<p>以下の各質疑の処分理由に対する弁明の中で、以上上記 1、2 の参考資料を引用しながら、違法処分の証明を行いたいと思います。</p> <p>弁明が長文になりますが、名誉を守るための議員生命を懸けた弁明でありますので、絶対に途中制止せず、最後まで弁明させるように求めておきます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>また、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そんなこと言われても、それは困ります。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そんなことを言うたら困る。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは私の考え方で、あんまりやったら止めます。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは先ほどの裁判の</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>田島さん。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>そういう、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>また、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自分の勝手なことを言わないように。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>裁判判例などの文章は、紙面と時間の関係で要約したことを断っておきます。</p> <p>1 番、人口増加策は、職場の確保が大事との発言が問題とされたことに対する弁明でございます。</p> <p>この質問も、町長答弁に対して農業、漁業などの共同経営を提案し、職場の確保という人口増加策に取り組もうと提案する問いに対して、通告書に一切、まあこれは、一切出ていないというのは通告書ですね、一切出ていないとして、質問をストップさせましたが、どんな答弁があるか不明なのに、再質問の通告ができるわけありません。</p> <p>これは再質問においてのことでございますが、通告がないとい</p>

うことで止められました。

しかし、どのような答弁がでるか分からないのに、再質問の通告はできません。またそういう規定もありません。

それからですね、また、再問の通告は指定されていません。

この議長越権行為こそ、憲法第21条に反した発言の妨害であり、自治法第129条の議会秩序を乱す行為であります。

これこそ、議長を処分すべきではありませんか。

その事案だと思いますよ。

これは参考資料1の1、2、3を引用して反論しておきます。

2つ目、大川村への侮辱問題の弁明について弁明させていただきます。

このまま人口減少が続けば、大川村の二の舞を踏み、町は衰亡すると心配している。

こう発言しました。

この発言を、大川村を侮辱したとして処分理由にされましたが、これは当日の議会弁明でも述べたとおり、放置すれば、このまま町が衰退していくのを放置すれば、大川村のように人口減少や産業疲弊によって、議員候補者もなくなり、やがて東洋町は衰亡するという主旨でありました。

決して現に大川村が衰亡しているという意味ではありません。

しかし、考えてみますと、確かに二の舞を踏みという言葉は誤解を招くと反省し、議会翌日の8日でしたかね、13日でしたかね、に、大川村の総務課長に謝罪の電話を入れました。

課長から、わざわざ連絡をいただき、ありがとうございます。新聞は見えてませんが、どうか気にしないでください、あなたの意向は村長にも伝えておきます。

議長	<p>これは要旨です。一言いうたと。正確ではありませんか分かりませんけれども。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>一言、言っておきますが。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたこの、大川村のこと二の舞を踏み町は衰亡すると、はっきりここで言うておるんですから、そこを弁明の時に都合のええように変えないでください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その今の言葉、お返ししますが、あの当日の弁明を許された時も同じように、今日と同じような弁明をしてあります。</p> <p>これは当日させてもらいました。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員

それは言葉に出していれば、弁明すると言っても、それは出したことに意味が、いかなのです。

(田島 毅三夫議員)

それは調査特別委員会の中で判断していただきます。

それから、3番目になります。

職員の町外移住問題についての弁明をいたします。

1番として、参考資料3として出してありますね。

それちょっと見てください。

2枚出しました。

町職員の募集チラシというものを入れられました。

この採用要件には、採用後町内に居住することを原則とすると明記されております。

だから議会前に総務課長に、町内居住が原則なのに、なぜ結婚後町外へ移住したのかと理由を質したところ、個人情報だから言えないが、しばらくしたら帰ると言っていると返事がありました。

そこで、しばらくとはどれくらいかと聞くと、それも個人情報だから言えないと拒否されたんです。

そこで6月議会で質問したんであります。

この質問がどうして、発言中止にされ、憲法の住所の自由に反するとか言われる理由があるのでしょうか。

なぜ、執行部に対して答弁しなくても良いと止めたのでしょうか。

この今言うことに対して執行部からかっちりと、それはどうですか、町内、ごめんなさい、どこにありましたかね、さらに住民

代弁をもうよいと止めたこの質問がどうして発言中止にされ、憲法の住所の自由に反するのか。

なぜ執行部に対して答弁をしなくても良いと止めたのか。

これこそ憲法の発言の自由の妨害であり、侮辱であり、名誉毀損であります。

さらに住民代弁を妨害した軽度の偽計公務執行妨害も視野に入る違法措置であります。

処分請求議員は連帯して責任を取るべきであります。

2つ目に、また

(議席より、ちょっと・・・発言あり)

女性は結婚したら、ちょっと静かにしてください。

(議席より、職員を守るためにそういう受け答えをしたんやろがねと発言あり)

議長。

寝よんのか。

(西岡 尚宏議長)

寝よんのか。

(議席より、議員やかからって何言うてもええもんじゃないと発言あり)

議長

7 番議員	<p>田島さん。</p> <p>勝手な発言はやめてください、福島君も。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ、今言いよるん止めんといかなあ、ほら議場の発言を。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたに言われることはありません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>．．．</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたが一番勝手なことを言いようじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。</p> <p>議場からの、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>始めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>2つ目。</p> <p>また女性は結婚したら男性の籍に入るので、ある意味は仕方がないが、との私の発言を、男女差別だと発言を止め、さらに執行</p>

部答弁も止めたうえ、懲罰処分にしようとしておりますが、女性は結婚すれば男性の籍に入り、住居が変わることを踏まえて、ある意味仕方がないがと言ったのであります。

現に、嫁いで町外から出勤、通勤している女性職員は何人もいるではありませんか。

この質問がなぜ憲法の住居の自由に反し、女性差別になり、発言中止や懲罰処分の理由にされるのでしょうか。

しっかりと審議するよう求めておきます。

3つ目です。

憲法の居住の自由まで持ち出し、議員を憲法違反で処分するならば、なぜ職員募集チラシに町外居住を原則とすると、憲法に反する要件を入れたのでしょうか。

そのチラシの内容のまま発言した議員が処分されるのに、憲法違反のチラシの責任は誰が取るのですか。処分はないのですか。

また、なぜ、その町外に居住するという募集要件に反した町外移住を認めたのですか。

また、議会後に転居理由として、家を探したがなかったので、見つかるまでと思い、町外に出たと理由を聞きました。

しかし、家がないから見つかるまでという理由が、なぜ個人情報になるのでしょうか。

なぜ個人情報だとして隠したのでしょうか。

また、議会品位として質問を中止し、執行部は答弁の必要はないと止め、そのうえ懲罰処分にしたのは、全く説明がございません。

この不当な処分は侮辱であり、名誉毀損、議員に公務執行妨害だと厳しく反論しておきます。



すみません、もうちょっと水を飲ませてください。

選挙、4番です。

選挙で選出された住民の代表である議員の議会発言は、憲法に保障された最重要権限であることは、先ほども説明しました。

それを、こんな理不尽で違法な理由で中止し、執行部答弁をさせなかったこと自体、憲法の言論の自由及び議会基本条例の第2条2項の、議会は町民を代表する議事機関を目指して、公正で公平性、透明性、信頼性を重んじ、町民に開かれた議会運営に努めること。

同3項には、議会活動においては、町民に必要な情報を提供し、町民の多様な意見を反映させ、町民参加と協働の議会運営に努めること。

また、同3条の1項には、議会は言論の府であること、合議制であることを十分認識し、議員相互の自由な討議を重んじなければいけないと、こう厳しくも明確に規定されております。

この違法な議会運営は、町議会の憲法である基本条例及び上記参考資料1の判例の1から5に該当した違法処分であると断言しておきます。

つまり議員の議会における質問は、付託された住民の代弁であり、議員の本分であるはずです。

それをむやみに止め、執行部答弁までさせないということは、議会制民主主義を根柢から覆す議長及び議会の暴力である。

これこそ、議長不信任か、議員処分に該当する重大な事案だと考えています。

上記参考資料の1の判例の1から5と同様であり、引用をして弁明しております。

	<p>(議席より、議長、これは弁明ですかと発言あり)</p> <p>弁明よ。</p> <p>(議席より、弁明ではないでしょうと発言あり)</p> <p>またほんなことを言いよる。</p> <p>議長、許可したんかね。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明とかけ離れてますね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>発言を許可したんかね。</p> <p>(議席より、いや僕は議長に言うтонですよ。弁明の内容じゃないでしょうこんなんはと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>弁明というのは、そういうことは弁明と違うと思いますので、そこは気を付けてください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと休憩とって。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたの意見を言うだけで、弁明になってないじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>休憩をとってください。</p> <p>説明をします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩はとりません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>説明をささん</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>続けてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あなたもささないんですか。</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなた反論じゃないですか、それは。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そう、今言うた言葉に対する反論ですよ。</p> <p>させてくださいよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいやいやいや。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>おかしいでしょこれは。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明を始めてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>4 番目。</p> <p>野良猫撲滅の発言問題についての弁明。</p> <p>今回の猫問題も、不妊手術の最終目的は、野良猫の絶滅、根絶であり、そのためには、その識別のために必要な登録制や不妊手術への助成のアップを、助成というのは助ける方ですね、助成のアップを質したものであって、何ら規則に逸脱した発言ではありません。</p> <p>その発言を中止のうえ、執行部答弁まで止めるなどは、憲法第 21 条に違反した議長権限の濫用であり、偽計公務執行妨害も視</p>

	<p>野に入る、議会制民主主義の反逆であります。</p> <p>正当な質問を妨害し、中止させるのは、自治法第129条に規定された議会秩序を乱したことになり、町議会基本条例序章の、議会は町民の代表機関として、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>先ほども言いましたが、弁明になっておりません。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>説明しよんのよ。</p> <p>法令を聞いて、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いや、それは説明じゃないです。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうして。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>結局そのことに対する批判であって、あなたの弁明ではないで</p>

7 番議員	<p>す。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>参考資料と提出</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ以上勝手な発言をしたら、発言禁止にします。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どういふことでそれは。</p> <p>(議席より、議長かまん、またね、と発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>8 番、福島君。</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>野良猫の撲滅やって、県から、国から出しちょう文書に不妊手術とかいふ目的の中に撲滅や一切書いてないですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>それをね、弁明でね、弁明で何を言うてもええじゃないでしょう。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それは</p>
8 番議員	<p>(福島 登議員)</p> <p>6 月議会では何回も注意されちようわけでしょう。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あの、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それはこの3番に書いちゃある、ほやきに、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは田島さん、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>裁判の何を出してきて、あなたは言うけど、あなたの意見じゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>何でよ、意見、</p>

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなたはあの時も、撲滅は高知新聞にも書きちゃある言うたけど、どこにも書いてないじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それを今ここから説明するわ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>休憩します。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ちょっと待ってください。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>今の田島さんの何に対して、ちょっと議運を開きたいので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんでよ、ちょっとほんならこれ持って行って。</p> <p>(議席より、新聞にも書いてないことを書きちょう言うたん誰な 一体と発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>順番を追って説明しようとして、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>



7 番議員	<p>勝手に事務局に言わないでください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>こっちを回したらえい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>こっちを回したらいいじゃないでしょう。</p> <p>そんなもん受け付けませんので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>8 月 2 1 日</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ほなこれをコピーして・・</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>え。</p> <p>けんど説明しちゃあった、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>議運を開くと言いよんのやき黙っちゃってください。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>そんなことで</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議運のメンバーは議長室で。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>これを持って行って、築地さん、あなたの権限でこれ持って行き。</p> <p>もう議長権限は聞かんのやき、これ持って行ってから皆で・・</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>勝手に持って行かれん。</p> <p>15分にしようか、10分にしようか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どいてこれを持っていかんの。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>再開は10分です。10時10分です。</p> <p>(休憩時間：9時55分)</p> <p>(議会運営委員会開催)</p>

	<p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：10時23分)</p> <p>ただいま、議会運営委員会で協議をしていただきましたので、議会運営委員長、高島俊彦君、説明を。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高島 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは、先ほどの議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、この弁明について検討した結果、弁明とは、自分のしたことの説明をすることです。</p> <p>田島議員の弁明は、弁明の範囲を超えた、単なる議長、議会議員への批判であり弁明はこれ以上認めない。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(議席より、議長、議長と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>はい、为什么呢。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>反論がありますが。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>反論は、議運の決まったことに対しては。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p>



懲罰特別委員会委員長よりの報告に対する、賛成討論をいたします。

東洋町議会議員、高島俊彦。

私は、田島毅三夫議員に対する懲罰特別委員会の審査結果報告に賛成の立場から討論をいたします。

日本は、法治国家であります。

おおよそ議会議員は法令や条例、規則を厳守し、議会秩序を守り、そのうえで自身の考えに対し、同僚議員の賛同を得るような謙虚な姿勢で、政策の実現に臨むべきであります。

委員会報告にもあるように田島議員は、本会議において数々の守るべき法令や規則に抵触する言動を繰り返し、その都度議長から注意喚起されるも、その制止に従わない言動が続いております。

以上のことから、今回の懲罰特別委員会が結論づけた地方自治法第135条第1項の規定による、公開の議場における陳謝の懲罰を科すことは妥当であり、これに私は賛同いたします。

議員の皆さまの賛同を求めて、討論といたします。

よろしく申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

次に、反対者の討論はありますか。

(議席より、なしの声あり)

賛成者の討論はありますか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議長

これより、日程第3、発議第10号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、委員会起草による陳謝文により、7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことでもあります。

本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君、起立を求めます。

7番、田島毅三夫君に、公開の議場における陳謝の懲罰を科します。

これより、東洋町議会会議規則第113条の規定に基づき、公開の議場における陳謝をさせます。

7番、田島毅三夫君、陳謝文の朗読を命じます。

あ、登壇して。

(田島 毅三夫議員)

こういうことになりましたが、皆さんよう考えてくださいね。私は悪いことはしていません。

7番議員

議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>していないのに</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>なんで陳謝しなきゃいけないんですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>陳謝だけを朗読してください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>陳謝を辞退します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君に公開の議場における陳謝の懲罰を宣告しましたが、それを拒否したと認めます。</p> <p>(議席より、はいと発言、挙手あり)</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>

<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>休憩動議を出します。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>何の休憩動議ですか。</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(高畠 俊彦議員)</p> <p>先ほど、懲罰特別委員会で決定された陳謝文の朗読に応じなかったことについて、各議員と協議したいので、20分間ほど休憩をとっていただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>高畠議員から休憩動議が提出されました。</p> <p>この動議については、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者が必要です。</p> <p>賛成者の挙手を求めます。</p> <p>挙手6人であります。</p> <p>ただいまの、高畠俊彦君からの20分間の休憩動議につきましては、会議規則第16条の規定により1人以上の賛成者がありましたので、動議は成立しました。</p> <p>休憩の動議を議題として採決します。</p> <p>この動議に賛成の諸君の挙手を求めます。</p> <p>挙手多数であります。</p> <p>よって20分間の休憩動議は可決されました。</p> <p>ここで、休憩に入ります。</p>



	<p>再開は、10時55分です。  (休憩時間：10時35分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。  (再開時間：10時55分)</p> <p>(議席より、はいと発言、挙手あり)</p> <p>2番、高島議員。</p> <p>(高島 俊彦議員)  動議を提出したいと思います。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)  どのような動議でしょうか。  自席で簡潔に言ってください。</p> <p>2番議員 (高島 俊彦議員)  田島議員に対する再懲罰動議であります。</p> <p>議長 (西岡 尚宏議長)  一旦休憩します。  (休憩時間：10時55分)</p> <p>(動議の提出、確認)</p>
--	--

再開します。

(再開時間：10時56分)

ただいま、2番、高島俊彦君から、地方自治法第134条第1項の規定により、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議案が提出されました。

この懲罰動議は、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により所定の賛成者がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

再開は11時です。

(休憩時間：10時57分)

(動議配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時00分)

ただいま、お手元に配布したとおり、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議についてを、日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることについて採決します。

発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに賛成の方は、挙手願います。

挙手多数であります。

よって、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ち

に議題とすることは、可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開時間は、11時15分であります。

(休憩時間：11時01分)

(議会運営委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：11時15分)

これより、追加日程第1、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、第3会議室で待機してください。

(田島議員退場)

本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。

福島議会運営副委員長。

議会運営委員会副  
委員長

(福島 登議会運営副委員長)

議会運営委員会の報告を行います。

先ほど、この動議の運営方法について検討した結果、まず提出者からの説明の後、田島議員へ弁明の機会を与える。

次に、提出者に対する質疑を行う。

以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、提出者からの説明の後、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与える、提出者に対しての質疑を行う。</p> <p>以上のとおりで、ご異議ありませんか。</p> <p>(議席より、異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>提出者の説明を求めます。</p> <p>2番、高島俊彦君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(高島 俊彦議員)</p> <p>それでは、説明いたします。</p> <p>東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議。</p> <p>次の理由により、田島毅三夫議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項の規定により、動議を提出いたします。</p> <p>提出者は、私、高島俊彦。</p> <p>賛成者は、小松熙、小野正路、今宮裕明、武山裕一、福島登の各議員であります。</p> <p>提出理由を説明いたします。</p> <p>本日の会議において、田島毅三夫議員に対し、地方自治法第135条第1項第2号の公開の議場における陳謝の懲罰を科せられたが、陳謝の朗読を拒否した。</p> <p>よって、規律を厳守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするために、田島毅三夫議員の再懲罰が必要であると考え、賛成議員とともに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出するものでありま</p>

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。</p> <p>7番、田島毅三夫君の入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>7番、田島毅三夫君、一身上の弁明を許可します。</p> <p>弁明を始めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>一番大本の処罰に対する弁明を途中で中止させながら、こうした処分をどんどんエスカレートさせておりますけれども、弁明、私の最初の原本の弁明を途中から止められた分を今から弁明させていただきます。</p> <p>それによって、理解していただきたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p> <p>同じような弁明やったらまた、</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違います。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p>

7 番議員	<p>いけませんよ。</p> <p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ちゃんと、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>違います。</p> <p>途中から</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明を、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>止められた後の分を言いたいです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いやいや、後の分でも同じような文面になって議会を批判したり、そういうことやったら駄目ですので。</p> <p>さっき議運でそういうふうに決まっておりますんで。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>広辞苑を引かしていただきました。</p> <p>ここに、こう載っていますね。</p>

	<p>弁明とは、説明して事理を明らかにすること。自分の立場や事情をはっきりと述べること。弁解。</p> <p>こうなっておりますね、広辞苑では。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>私は、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それ、よう分かるじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>分かったら話が</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議会を批判したりいうことは</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>違わあ。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>書いてないでしょう。</p> <p>(議席より、その通りと発言あり)</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>自分が処罰されているんですよ。</p> <p>その処罰されている理由に不当性、あるいは問題があればですねえ、それに対して疑義をちゃんと説明して自分の正当性を訴えていく。</p> <p>そして自分の立場を少しでも軽くしていく。</p> <p>正当性、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは弁明では</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それが弁明です。それが弁明です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その弁明するようにしたら、</p> <p>(議席より、弁明の中でなんで議長やら議会を冒瀆するようなを吐くの発言あり)</p>



7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>え。え。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>弁明ではそれはありませんので。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>止めなさい。</p> <p>だから今言うように、処分をされているんですよ私は。されようとしているんですよ。</p> <p>議員の立場を</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もうそれ以上言うたら、また議運をやらんといかんですので、ちゃんと弁明してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>弁明をするたって、どんな弁明をするんですか。</p> <p>私は今言うように、全く悪いことはしていません。</p>

<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>自分が言うたことに対する弁明です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから今説明、これ言おうとしたら止めてるでしょうあなたたちは。</p> <p>これ言わなかったら分からんでしょ。</p> <p>今後もう 3 枚、4 枚ありますが、これを弁明さしてくださいよ。</p> <p>そうでなければ私はどんな弁明しますか。</p> <p>これが弁明ですから。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>なにを言っても田島議員は分かりませんので、ここで一旦休憩し、議運を開きたいと思います。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしと声あり)</p> <p>それでは再開は 1 1 時 4 5 分であります。</p> <p>議運のメンバーは議長室でお願いいたします。</p> <p>(休憩時間：1 1 時 2 2 分)</p> <p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p>(再開時間：1 1 時 4 5 分)</p> <p>議会運営委員会で検討されておりますので、委員会からの報告</p>

<p>議会運営委員会副 委員長</p>	<p>を求めます。 福島議会運営委員会副委員長。</p> <p>(福島 登議会運営副委員長) 議会運営委員会の報告を行います。 先ほど、この弁明について検討した結果、田島議員の弁明は、 弁明の範囲を超えない限りこのまま続けることに決定しました。 これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長) ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、田島議員の 弁明は、弁明の範囲を超えない限りこのまま続けることに決定し ました。 以上のとおりでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。 田島議員、弁明を許します。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員) 夢じゃないようです。 やらさせていただきます。 3番、撲滅とは、完全に討ち滅ぼすことであり、動物愛護観点 からも、また議会の品位を欠く発言だとして発言を取り消されま した。 その時、撲滅という言葉は新聞にも出ていると反論しましたが、 高知新聞に調査を依頼し調べた結果、撲滅とは記載がなく、</p>

野良猫削減を撲滅と勘違いした私の発言の間違いでした。

このことは8月27日審査委員会に対して文書で謝罪しております。

ただ、広辞苑には、撲滅とは滅ぼし絶やすことともあり、使用例として、害虫撲滅が挙げられております。

つまり、野良猫による生活環境被害、寄生虫による病気の媒介、伝染などの被害に日々苦しむ多数の住民さんの苦痛を思えば、撲滅という言葉はなんら問題はなく、現に

(議席より、議長と発言あり)

現に

(議席より、議長、議長、撲滅は謝ったんにまた他の話を出して肯定しようとしよんですよ、そんなんが良いんですか、おかしいでしょう。撲滅はなかったんでしょ、高知新聞に。それで誤りを入れちゃって、まだ他の文言を出して肯定しようとしちゃうですよと発言あり)

議長、ちょっと待ってください。

私の謝罪したのは、撲滅という言葉が出ていたということに対してそれは間違っていたと謝罪したんです。

撲滅という言葉自体を私は謝罪しておりません。言っておきます。

県でも、つまり野良猫に生活環境、これ言いましたね。

撲滅とは、これ言いましたね。

	<p>野良猫の根絶活動が繰り広げられているではありませんか。</p> <p>(議席より、根絶活動や繰り広げられてませんよと発言あり)</p> <p>全国でも不妊治療やマイクロチップ挿入などによって</p> <p>(議席より、害虫と一緒にしたらいかんでと発言あり)</p> <p>もうほんまにこれは</p> <p>(議席より、根絶活動や絶対繰り広げられてないでと発言あり)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>撲滅とか根絶とか言うのはいかんということで懲罰</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>じゃあ</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>かけられたんですから</p>

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>では聞きますが</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それを使うことはいけません。</p> <p>(議席より、犬猫のねと発言あり)</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>では聞きますが、不妊手術は</p> <p>(議席より、不幸なね殺処分をやめるためにやりようわけでしょうと発言あり)</p> <p>不妊手術は何が目的ですか。</p> <p>(議席より、それは僕が言うとうことですやんと発言あり)</p> <p>もう、</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>皆さん、先ほど議運の中で</p> <p>(議席より、これもう絶対間違うちょうと発言あり)</p>

弁明の範囲を超えなかったらということでしたが、一向に直りませんので皆さんこれはどうしますか。

やりますか。

(議席より、そんなんを繰り広げるんやったらやらす必要ないと思う、全然猫のね、撲滅や根絶やいうね、目標で国や県や町が支援出してしちょうことじゃないですよと発言あり)

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

弁明の中にちゃんとそれも全部説明をしちゃあります。

(議席より、議長かまんですか、犬猫のね、あれですよ、不幸な殺処分を減すためにやりよんですよと発言あり)

7 番議員

(田島 毅三夫議員)

違う。それだけじゃない。

議長

(西岡 尚宏議長)

8 番福島君。

先ほどから、そういうふうになるので議運で挙がったように、弁明の範囲を超えておると思いますので、挙手を採りたいと思います。

このまま弁明を続けらせていいという人は挙手を願います。

それではもうこれで弁明は終わりという方の挙手を願います。

挙手全員でありますので、田島さん自席へ戻ってください。

それでは、7 番田島毅三夫君の弁明が終わりましたので、田島

毅三夫君の退場を求めます。

これより、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰動議案について、提出者への質疑を行います。

質疑はありませんか

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して、審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、高畠俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任すること



に決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、正副委員長の互選を行ってください。

場所は役場 2 階の第 3 会議室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長が、ともにおりませんので、議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載のうえ、議長に提出して下さい。

ここで、お諮りいたします。

ただいま、可決されました東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会につきましては、本日これより、審査に付すことにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

7 番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7 番、田島毅三夫君に報告します。

先ほど、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰特別委員会が設置され、本日、直ちに審査することとなりましたので、報告します。

ここで、懲罰特別委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、1 時 3 0 分です。

(休憩時間：11時55分)

(懲罰特別委員会開催)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：13時30分)

追加日程第1、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めますので、第3会議室で待機してください。

(田島議員退場)

本件について、委員長の報告を求めます。

今宮懲罰特別委員長。

懲罰特別委員会委員長

(今宮 裕明懲罰特別委員長)

報告を行います。

令和元年9月10日付で、本委員会に付託されました、議員田島毅三夫君に対する懲罰の件についての審査結果を、ご報告いたします。

お手元の委員会審査報告書をご覧ください。

本委員会は、令和元年9月10日付で、提出者の高畠俊彦議員をはじめ賛成者5名の連署により、田島毅三夫議員に対する懲罰動議が提出され、議長指名により懲罰特別委員会が設置されました。

定例会開会中に6名で構成する同委員会を同日招集し、委員長に、私、今宮裕明、副委員長に小松熙議員を選任しました。

なお、高畠俊彦議員は提出者のため退席しております。

次に、本委員会における審査の経過について、概要を説明いたします。

提出者が理由とする、令和元年9月10日、令和元年第3回定例会1日目の本会議において、田島毅三夫議員に対し、地方自治法第135条第1項第2号に規定する、公開の議場における陳謝の懲罰を科しましたが、陳謝の朗読を拒否したため、再懲罰を求めるものであります。

特別委員会では、再度懲罰を科すか否かを諮り、懲罰を科すべきと全会一致で決定しました。

次に、懲罰の種類について審議したところ、地方自治法第135条第1項第3号の、一定期間の出席停止が妥当という結論に至り、令和元年第3回定例会1日目の9月10日から9月11日までの、2日間の出席停止とすることに全会一致で決定しました。

よって、議会の意思決定に基づき、田島毅三夫議員に対し、公開の議場における陳謝の懲罰を科しましたが、陳謝の朗読を拒否したため、再懲罰を科すことに決定しました。

再懲罰は、秩序維持、品位の保持に反したため、令和元年第3回定例会1日目令和元年9月10日から9月11日までの2日間の出席停止とすることに決定しました。

以上で、懲罰特別委員会からの報告を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

(西岡 尚宏議長)

懲罰特別委員長からの報告が終わりました。

議長

<p>議会運営委員会副委員長</p> <p>議長</p>	<p>ここで、議会運営委員会を開催しますので、7番、田島毅三夫君の除斥を一旦解き、入場を許可します。</p> <p>(田島議員入場)</p> <p>それでは、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。再開は、1時55分であります。</p> <p>(休憩時間：13時37分)</p> <p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：13時55分)</p> <p>議会運営委員会の報告を求めます。</p> <p>福島議会運営副委員長。</p> <p>(福島 登議会運営副委員長)</p> <p>それでは、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、この動議の運営方法について検討した結果、まず、田島議員への弁明の機会を与えるが、弁明の範囲を超えないものとする。</p> <p>次に、委員長に対する質疑を行う。</p> <p>次に、討論を行う。</p> <p>次に、採決の方法は起立により行う。</p> <p>以上のように決定しました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p>
------------------------------	--

ただいまの議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君へ弁明の機会を与えるが、弁明の範囲を超えないものとする。

委員長に対する質疑を行い、討論を行った後、起立により採決を行う。

以上のとおりでご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

次に、7番、田島毅三夫君の一身上の弁明を許可します。

7番、田島毅三夫君、

(議席より、議長と発言あり)

はい。

(田島 毅三夫議員)

まず、それ以前に弁明とは何かということを、まず審議してもらいたい。委員会で。調査委員会でもいいが。また議運でもかまさんが、要するに。

でなければ私は弁明できません。

私はこれが弁明だと思ってますからね。

それを発言の度に止められて、やらされたら、止められたら私はこれは弁明なんかできるわけがない。

弁明とはまず何かということをね。

(西岡 尚宏議長)

7番議員

議長

今、皆さん、田島毅三夫議員からそういう意見がありました、何回も議運やって弁明のことは話しておりますが、皆さん、どう思われますか。

(議席より、議長、先ほどのと発言あり)

8番、福島君。

8番議員

(福島 登議員)

先ほどの弁明の時に、自分が説明しましたよ、そこで。

僕はもう聞きました。

もうだから2度、2回も聞く必要、僕はないと思います。

先ほど説明しましたもん、田島さんが。

議長

(西岡 尚宏議長)

他には、

(議席より、じゃあ議長聞きますかと発言あり)

待ってください、他には。

6番、今宮君。

6番議員

(今宮 裕明議員)

自分が弁明できん言いよんのやか、もう弁明せんでもえいやか。

議長

(議席より、せんとは言うちょらん。弁明の仕方で止められたら困るから、弁明とは何かとまず審議してくれと、審査してくれと、決めてくれと、と発言あり)

(西岡 尚宏議長)

弁明とは何かというのは田島さんがさっき言われたじゃないですか。

(議席より、だから聞いてくださいと発言あり)

あなたの解釈と皆さんの解釈とが違うんじゃないですか。

(議席より、議員が処分されてるんですよ、されようとしてるんですよ。ね。その理由に対して疑義があれば、説明、あの、理由を聞き、あの、自分の考えを言いね、自分の正当性を訴えて、ねと発言あり)

それは、あなた、あなたのその弁明というのは、したことに対しての弁明で、その正当性を訴えて議会とか議員とかを批判するのは、それは弁明ではありません。

(議席より、ちょっと、休憩を取ってください、ほんならと発言あり)

取りません。

あなたの言ってることは自分は

(議席より、違うと発言あり)

おかしいと思います。

皆さんどうしますか。

(議席より、自分の正当性、と発言あり)

静かに。

どうしますか、皆さん。

(議席より、弁明をしないという意味じゃないんですかと発言あり)

ほやきんそれを取ってくれないとできないと言うから、皆さんそのあのう、その弁明について、あの、議運を取りますか。取りませんかということを知っているんです。

(議席より、必要ないでしょうと発言あり)

(議席より、もう必要はないでしょうと発言あり)

必要ないと思われる方の挙手を願います。

挙手多数ですので、もう必要ないということに決まりました。

田島さん弁明をしますか。



7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>止めなければします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>止めなければ、それは、言葉によって、止めます。 そういうことを言われてもこれは困ります。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>もう、自分の弁明としての、自分の弁明の趣旨と趣旨に沿って、自分の弁明させてもらいます。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それはいきません。 弁明になってなかったらそれは止めますので、そういうことを言われたら許可は出せません。</p> <p>(議席より、議運でも決まったですよねと発言あり)</p> <p>はい。今、議運でも言うたように、議運の報告書のとおりであればかまいません。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>議長、議長。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どうぞ。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>あの、自分が、まあ例えばですよ、先ほどの職員さんの移住の問題にしても、ね、私が言ったのは、チラシにこう書いてあるから、それなら向こうへ行ったという、何か理由を言ってくださいと言って、総務課に言ったんですよ。</p> <p>それが、個人情報だから出せないと言うから、議会で質問したんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>それは、あの、あなたはいつもそうですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>それに、まあ聞いてくださいよ人が話をしよる間は。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、まあ、まあ、自分の、そういうところ言うて、</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だから</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>すぐ他へ行くじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だからそれをちゃんと説明しなければ、分からないでしょう。</p>

議長	<p>それを説明さすまでにあなたたちは</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>その説明が弁明でないんですよ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>あなた弁明のところからそういう説明して変なところへいきますから。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>ええ、それでは、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>もう結構です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>よし、分かった。</p> <p>ほんならもうそりゃあしやあない。</p> <p>私の意見は一人ですからね。</p> <p>それは決定に従わないと仕方がないきに。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>やらないということですね。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>やりたいけども、やらせてくれるんやったらやります。 やらないんじゃないんです。 ほらやりたいことを言いたいことはなんぼでもあるんです。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議運で決めたとおりやるんやったら、やります。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>だあ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただあなたが、自分の理論でやるんやったら、それは駄目です。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>聞かなければ分からないでしょ、えいか悪いかが。ね。 内容、分からないでしょう。 それを聞かずに、ただ、そういうことばかり言うから、こう、 平行線になるんですよ。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ほな、やってください。 その代わり、悪かったらすぐ止めますから。どうぞ。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p>

議長	<p>ちょっと、いただきます。</p> <p>あんまりしゃべりすぎたもので、ごめんなさい。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>いらん、ものを言わないでください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>【地方自治法第 1 2 9 条の規定により議長権限で削除】</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、またさっきもその撲滅で止められたじゃないですか。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>その、その続きをしよるんですよ。続きを。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>田島さん、もうやめてください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫議員)</p> <p>どうしてですか。弁明をさせるというから、</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>議長権限で取り消します。</p> <p>(弁明書も、と発言あり)</p>

取り消します。

(ほんだらこれ、文書でと発言あり)

自席へ帰ってください。

(文書で出しますと発言あり)

自席へ帰ってください。

(自席より、その言葉がいかんと言いよると発言あり)

(議席より、違うわそれを説明しようとしよんのよ。最後まで聞きなさいと言いよんのよほやきにと発言あり)

(自席より、それは弁明やないやんもうと発言あり)

(議席より、野良猫の撲滅・・・と発言あり)

(議席より、だから今言う弁明ずっと続けて全部やらせてくれと、こう言いよんですよと発言あり)

(議席より、執行部に言うんじゃないと発言あり)

(自席より、使うたらいかん言葉を使うこと自体が間違うちょう

と発言あり)

(議席より、議員の中の話ですと発言あり)

7番、田島毅三夫君の弁明が終わりました。

7番、田島毅三夫君の退場を求めます。

(田島議員退場)

これより、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰の件について、委員長に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしの声あり)

他に討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、発議第12号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する再懲罰の件についてを、起立により採決します。

本件に対する委員長の報告は、7番、田島毅三夫君に本定例会1日目の、本日9月10日から9月11日までの2日間の主出席

停止の懲罰を科すこととあります。

本件は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の起立を願います。

起立全員であります。

よって、7番、田島毅三夫君に本定例会1日目の9月10日から9月11日までの2日間の出席停止の懲罰を科すことは可決されました。

7番、田島毅三夫君の除斥を解きます。

(田島議員入場)

7番、田島毅三夫君に申し上げます。

ただいまの議決により、東洋町議会会議規則第116条の規定に基づいて、7番、田島毅三夫君に対し、懲罰の宣告を行います。

7番、田島毅三夫君の起立を願います。

(田島議員起立)

7番、田島毅三夫君に、本定例会1日目の本日9月10日から9月11日までの2日間、出席停止の懲罰を科します。

議場からの退去を求めます。

(田島議員退去)

日程第4、認定第1号、平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第12、認定第9号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの9件を、この際一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。よってさよう決しました。



町長	<p>直ちに提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>認定第1号から認定第9号まで一括してご提案申し上げます。</p> <p>認定第1号、平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>認定第2号、平成30年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>認定第3号、平成30年度東洋町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>認定第4号、平成30年度東洋町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p>
----	--

認定第5号、平成30年度東洋町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出でございます。

認定第6号、平成30年度東洋町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出でございます。

認定第7号、平成30年度東洋町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出でございます。

認定第8号、平成30年度東洋町観光施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和元年9月1日提出でございます。

認定第9号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、別紙、監査委員の意見を付して、議会の認定に付する。

令和元年9月10日提出でございます。

提案理由でございます。

認定第1号から認定第9号について、一括してご報告申し上げます。

一般会計では、収入済額は32億7392万9千円、支出済額は29億8471万6千円、歳入歳出差引2億8921万3千円の黒字となっております。

次に、住宅新築資金等貸付事業特別会計では、収入済額は、2980万8千円、支出済額は2億8472万円、歳入歳出差引2億5491万2千円の赤字となっております。

次に国民健康保険事業特別会計では、収入済額は5億3298万3千円、支出済額は5億3165万9千円、最終歳出差引132万4千円の黒字となっております。

次に、介護保険事業特別会計では、収入済額は6億908万1千円、支出済額は5億9283万円、歳入歳出差引1625万1千円の黒字となっております。

次に介護サービス事業特別会計では、収入済額は1382万3千円、支出済額は1382万3千円、歳入歳出差引0円となっております。

次に、下水道事業特別会計では、収入済額は1億4009万4千円、支出済額は1億3897万7千円、歳入歳出差引111万7千円の黒字となっております。

次に、簡易水道事業特別会計では、収入済額は1億2617万4千円、支出済額は1億2603万8千円、歳入歳出差引13万6千円の黒字となっております。

次に、観光施設事業特別会計では、収入済額は6860万円、支出済額は6452万円、歳入歳出差引408万円の黒字となっております。

	<p>次に、後期高齢者医療保険事業特別会計では、収入済額は4657万2千円、支出済額は4462万4千円、歳入歳出差引194万8千円の黒字となっております。</p> <p>最後に、東洋町全会計では、収入済額は、48億4106万8千円、支出済額は47億8190万9千円、歳入歳出差引5915万9千円の黒字となっております。</p> <p>また、平成30年度東洋町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算説明の主要施策成果報告書を添付しておりまして、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運用状況につきましては、決算書の370ページから374ページに掲げております。</p> <p>なお、決算の内容につきましては、会計管理者が説明をいたします。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>生松会計管理者。</p>
議長	
会計管理者	<p>(生松 克祐会計管理者)</p> <p>それでは私から、平成30年度東洋町決算報告資料にて、決算のご説明をさせていただきます。</p> <p>1ページをご覧ください。この資料でございます。</p> <p>はじめにお断りとして、この資料において、ページ参照と記載しておりますものにつきましては、この資料のグラフ、表並びに決算書に掲載しておりますので、説明時もしくは後ほど参照いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>それと、決算額につきましては、円単位まで記載しておりま</p>

すが、このご説明では、千円単位未満は省略させていただきます。

ご了承ください。

それでは、平成30年度東洋町歳入歳出決算、1、決算全体の状況についてご説明させていただきます。

①歳入額全体は、48億4106万8千円で、前年度比では、4717万2千円の増額、率にしますと1.00パーセント増となっております。

そのうち、一般会計の歳入額は、32億7392万9千円で、前年度比では、1億4431万3千円の増額、率にしますと4.16パーセント増となっております。

次に、特別会計全体の歳入額は、15億6713万8千円で、前年度比では、9714万1千円の減額、率にしますと5.84パーセント減となっております。

続きまして、②歳出額全体は、47億8190万9千円で、前年度比では、8480万5千円の増額、率にしますと1.81パーセント増となっております。

そのうち、一般会計の歳出額は、29億8471万6千円で、前年度比では、2億1474万8千円の増額、率にしますと7.75パーセント増となっております。

次に、特別会計全体の歳出額は、17億9719万2千円で、前年度比では、1億2994万3千円の減額、率にしますと6.74パーセント減となっております。

続きまして、③全会計の翌年度繰越金は、3億1229万2千円で、前年度比では、4226万9千円の減額、率にしますと11.92パーセント減となっております。

主な減額要因につきましては、地域防災センター新築事業繰

越分の減額でございます。

2ページをご覧ください。

④平成30年度経常収支比率でございます。

人件費、扶助費などの経常的経費、それと町税、普通交付税などの経常的収入との比率で表す経常収支比率について、今年度の決算においては、前年度の97.4パーセントから97.6パーセントと0.2パーセント、3年連続して増加しております。

今年度は前年度と比較して、人件費と公債費で若干、増加しております。

続きまして、⑤平成30年度実質公債比率でございます。

3ヶ年平均でみる、実質公債費比率においては、前年度9.8パーセントから11.7パーセントに増加しております。

この要因は、前年度からの公債費の増加による率の上昇でございます。

続きまして、ページ飛びまして6ページをご覧ください。

2、一般会計決算の状況についてでございます。

①平成30年度一般会計決算額を平成29年度と比較すると、歳入は1億4431万3千円の増額、歳出は2億1474万8千円の増額となっております。

平成30年度の主な事業でございます。

この主な事業の掲載につきましては、各科目ごとに列挙しておりますが、時間の都合上、後ほどご覧いただき、決算審査時にご説明、ご質問を承りたいと思っておりますので、ここでは割愛させていただきます。

9ページをご覧ください。

①歳入の状況でございます。

ここでは、各科目ごとに前年度と比較して増加及び減少お示ししており、また、決算額の右側にカッコ書きで記載しております内容については、前年度と比較して、その主要な要因を記載しております。

ここでの説明は、主なもののみご説明いたしますのでご了承ください。

まず、歳入増加の内容については、使用料及び手数料3219万6千円、保育給付費法定代理分、これは保育園の運営費のことでございます。

県支出金2443万5千円、観光拠点施設、耐震補助金。

町債1億1650万円、地域防災センター建設債などで、合計1億9893万円増加をしております。

10ページをご覧ください。

次に、歳入減少の内容につきましては、町民税からたばこ税までそれぞれ418万9千円、53万1千円、24万円減少しております。

徴収率は現年で、それぞれ99.8、99.6パーセント、たばこ税は100パーセントにいつもなりますので、省いております。

また、地方贈与税から地方交付税まででは、それぞれ2万円から34万4千円の減少、国庫支出金は260万7千円、臨時福祉給付、空き家対策。

繰入金4579万5千円、財政調整、防災対策加速化基金などで、合計5461万6千円減少しており、今年度と前年度との歳入合計額比較では、1億4431万3千円増加w pしております。

続きまして、③平成30年度の町債でございます。

町債は、総額4億2500万円で、その内訳は、10ページから11ページにかけて列挙してございます。

また後ほどご参照いただきたいと思います。

12ページをご覧ください。

④歳出の状況でございます。

まず、歳出増加の内容につきましては、総務費、総額は、6億2919万2千円で、前年度との比較では、5514万7千円の増加でございます。

増加の内訳では、総務管理費5663万5千円、人件費、DMVの補助金、徴税費94万1千円、家屋全棟調査などで、減少の内訳では、選挙費302万2千円、前年衆議院選挙でございます。

次に、衛生費、総額は2億1099万1千円で、前年度との比較では、2541万8千円増加をしております。

増加の内訳では、保健衛生費335万5千円、人件費、簡易水道線出金、清掃費2206万8千円、芸東衛生組合負担金で、減少はございません。

13ページをご覧ください。

次に、商工費、総額は、1億168万3千円で、前年度との比較では、5117万2千円増加をしております。観光物産センター改修、海上遊具購入。

次に、土木費、総額は2億5818万9千円で、前年度との比較では、1834万1千円増加しております。

増加の内訳では、道路橋梁費1639万4千円、港久保橋補修工事、住宅費415万1千円空き家改修工事、下水道費760



万円、下水道特別会計繰出などで、減少の内訳では、河川費 2 4 2 万 2 千円、河川海岸浸食負担金、野根海岸です。土地対策費 8 0 0 万 2 千円、地籍測量委託でございます。

次に、消防費、総額は、4 億 4 8 9 1 万 3 千円で、前年度との比較では、1 億 5 0 6 7 万 1 千円増加をしております。地域防災センター新築事業繰越分、それと耐震改修補助でございます。

1 4 ページをご覧ください

次に、災害復旧費、総額は、1 9 8 1 万 1 千円で、前年度との比較では、1 3 0 2 万 1 千円増加しております。

増加の内訳では、公共土木施設災害復旧費 1 1 9 3 万 5 千円、大斗高瀬の復旧工事でございますが、などで、減少はございません。

次に、公債費、総額は、3 億 7 0 5 9 万 9 千円で、前年度との比較では、1 1 1 万 7 千円増加しております。

続きまして、歳出減少の内容につきましては、議会費、総額は、4 7 4 4 万 3 千円で、前年度との比較では、1 1 9 万 9 千円減少しております。人件費減少でございます。

次に、民生費、総額は、6 億 2 2 4 0 万 7 千円で、前年度との比較では、4 0 1 5 万 1 千円減少をしております。

増加の内訳では、児童福祉費 3 8 6 1 万 8 千円、施設型給付費負担金で、これは方区の運営費のことでございます。

減少の内訳では、社会福祉費 4 5 8 8 万 5 千円、国保特別会計繰出。

1 5 ページをご覧ください。

老人福祉費 3 2 8 8 万 4 千円、前年の、町独自の高齢者給付費でございます。

次に、農林水産業費、総額は、1億1058万円で、前年度との比較では、5218万2千円減少しております。

増加はなく、減少の内訳では、水産業費4061万8千円、前年の水産整備負担金などでございます。

次に、教育費、総額は、1億6490万3千円で、前年度との比較では、660万8千円減少をしております。

増加の内訳では、甲浦小学校費64万円、野根小学校費36万6千円、甲浦中学校費53万3千円、それぞれ備品購入とパソコンリースで、減少の内訳では、教育総務費477万2千円、これは前年L GWAN整備委託料でございます。

16ページをご覧ください。

野根中学校費224万5千円、前年修繕費などでございます。

続きまして、⑤基金の状況でございます。

平成31年3月31日現在、基金の現金、有価証券の主な残高は、財政調整基金1億3940万円、施設整備基金2億690万3000円、減債基金1億44万円、これは国債を含んでおります。

ふるさと創生育英基金2764万円、地域福祉基金1億897万2000円、ふるさとづくり基金5347万7千円、防災対策加速化基金1億27万円などで、合計、7億8449万4千円でございます。前年度比では、1億5231万円減額しております。

また、奨学基金、土地開発基金、国民健康保険高額療養費貸付基金等の状況は、決算書の370ページから374ページを後ほど参照願いたいと思っております。

17ページをご覧ください。

⑥町債の状況でございます。

平成30年度末の町債の主な残高は、公共事業等債2億3596万3千円、緊急防災、減災事業債6億5487万5千円、教育、福祉施設等整備事業債1億140万1千円、過疎対策事業債15億6755万7千円、財源対策債2億3795万円、臨時財政対策債10億2508万2千円で、総額38億8061万2千円の残高となっております。

ちなみに、町債は後年度、交付税措置があり、本町においては、7割の交付税措置がある過疎対策事業債など、可能な限り有利な起債をしております。

次に、飛びまして26ページをご覧ください。

3、特別会計決算の状況でございます。

これは町長がご説明したとおりでございますが、前年度と比較して大きいところがございますので、そのことを追加して申し上げたいと思っております。

まず特別会計全体の決算額については、歳入では15億6713万8千円、前年度比では9714万1千円の減額、率にしますと5.84パーセント減となっております。

次に、歳出では17億9719万2千円で、前年度比では、1億2994万3千円の減額、率にいたしますと6.74パーセント減となっております。

続きまして、各特別会計でございます。

①住宅新築資金等貸付事業特別会計については、収入済額では2980万8千円、前年度比では1947万5千円の増額、率にいたしますと188.48パーセント増となっております。

これは、滞納処分による県補助金が増加したことによるもの

でございます。

次に支出済額では、2億8472万円で、前年度比では758万3千円の減額、率にいたしますと2.59パーセント減となっております。

歳入歳出差引では、マイナス2億5491万2千円の赤字決算となっております。

次に、②国民健康保険事業特別会計につきましては、収入済額では5億3298万3千円で、前年度比では1億411万6千円の減額、率にいたしますと16.34パーセント減となっております

次に、支出済額では、5億3165万8千円で、前年度比では1億433万円の減額、率にいたしますと16.40パーセント減となっております。

歳入歳出差引では、132万4千円の黒字決算となっております。

27ページをご覧ください。

次に、③介護保険事業特別会計につきましては、収入済額では6億908万1千円で、前年度比では1024万5千円の増額、率にいたしますと1.71%増となっております。

次に、支出済額では、5億9282万9千円で、前年度比では15万3千円の減額、率にいたしますと0.03パーセント減となっております。

歳入歳出差引では、1625万1千円の黒字決算となっております。

次に、④介護サービス事業特別会計について、収入済額では1382万3千円で、前年度比では41万9千円の減額、率にい

たしますと2.95パーセント減となっております。

次に、支出済額では1382万3千円で、前年度比では、41万9千円の減額、率にいたしますと2.95パーセント減となっております

歳入歳出差引では0円の決算となっております。

28ページをご覧ください。

次に、⑤下水道事業特別会計について、収入済額では1億4009万4千円で、前年度比では1932万5千円の増額、率にいたしますと16.00パーセント増となっております。

次に、支出済額では1億3897万6千円で、前年度比では1829万8千円の増額、率にいたしますと15.16パーセント増となっております。

歳入歳出差引では、111万7千円の黒字決算となっております。

次に、⑥簡易水道事業特別会計について、収入済額では1億2617万4千円で、前年度比では4202万3千円の減額、率にいたしますと24.98パーセント減となっております。

次に、支出済額では1億2603万8千円で、前年度比では4185万2千円の減額、率にいたしますと24.93パーセント減となっております。

歳入歳出差引では、13万6千円の黒字決算となっております。

次に、⑦観光施設事業特別会計につきましては、収入済額では6860万円で、前年度比では69万5千円の減額、率にいたしますと1.00パーセント減となっております。

29ページをご覧ください。

支出済額では、6451万9千円で、前年度比では605万5千円の増額、率にいたしますと10.36パーセント増となっております。

歳入歳出差引では、408万円の黒字決算となっております。

最後に、⑧後期高齢者医療保険事業特別会計について、収入済額では4657万2千円で、前年度比では106万7千円の増額、率にいたしますと2.35パーセント増となっております。

支出済額では、4462万4千円で、前年度比では4万4千円の増額、率にいたしますと0.10パーセント増となっております。

歳入歳出差引では、194万8千円の黒字決算となっております。

私からは以上でございます。

なお、グラフ及び表につきましては、後ほどご参照いただきますようお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

議長

以上で、一括議題とした提出案件の説明は、全て終わりました。

ここでお諮りいたします。

認定第1号、平成30年度東洋町一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、認定第9号、平成30年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての9件は、質疑を省略し、議会委員会条例第5条の規定により、議長を除く6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っておりますが、これにご異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第9号までの9件は、質疑を省略し、議長を除く6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時、休憩します。(決算審査名簿配布)

(休憩時間：14時39分)

(決算審査名簿配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：14時41分)

お諮りいたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配布した名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定しました。

ただいま選任されました特別委員の方々は、次の休憩中に委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

場所は役場 2 階の第 3 会議室でお願いします。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第 9 条第 1 項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がおりませんので、議会委員会条例第 9 条第 2 項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されれば、配布します報告書に記載の上、直ちに議長へ提出して下さい。

ここで、15 分間、休憩をします。

再開は 3 時です。

(休憩時間：14 時 42 分)

(決算審査特別委員会開催・正副委員長互選)

決算審査特別委員会の委員長、副委員長の互選結果について報告します。

(再開時間：15 時 00 分)

委員長に小松熙君、副委員長に今宮裕明君。

以上であります。

日程第 13、承認第 11 号、専決処分事項令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第 1 号の件から、日程第 20、議案第 26 号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第 1 号を定めることについてまでの 8 件を、この際、一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)



町長	<p>異議なしと認めます。よって、さよう決しました。</p> <p>直ちに、提出者の説明を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>承認第11号、専決処分事項令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号の承認を求めることについて、緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>当初予算にて計上しております、甲浦浄化センター水処理施設等の更新工事につきまして、令和2年度の国庫補助金の採択を確保するため、債務負担行為の設定を必要といたしましたので、令和元年7月29日に専決処分をさせていただいております。</p> <p>なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>14ページでございます。</p> <p>議案第20号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>空き家等の対策につきまして、本町でも空き家活用事業、老朽住宅除却事業等により、問題解消に努めておりますけれども、過</p>
----	---

疎化等により今後、適正に管理されない建物の増加が見込まれます。

適正管理されていない建物等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑みまして、住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全を図るため、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては住民課長が説明をいたします。

議案第21号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出でございます。

提案理由でございます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布等に伴い、消防団員の欠格事項における成年被後見人等の権利の制限に係る措置について、適正化を図るため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては、総務課長が説明をいたします。

16ページでございます。

議案第22号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出でございます。

提案理由でございます。

新たに、池相間地区に集会所が建設されたことに伴いまして、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

議案第23号でございます。

東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出でございます。

提案理由でございます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の公布に伴い、当該譲与税を基金として積み立て、森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、東洋町森林環境譲与税基金条例を定めようとするものでございます。

なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。

議案第24号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第2号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ1億315万5千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ32億9170万4千円とするものでございます。

歳入では、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、

財産収入、寄附金、諸収入、町債を計上いたしております。

歳出では、4月1日及び7月1日付けの人事異動等に伴う各課の  
人件費を調整をしております。

主な事業といたしましては、高知県東部交通車両購入費補助  
金、プレミアム商品券事業、危険建築物防護ネット設置委託費、  
森林環境譲与税基金積立金、河川海岸浸食対策事業などを計上し  
ております。

また、平成30年度国の2次補正に対応いたしまして、コンク  
リートブロック塀耐震対策事業を計上いたしております。

なお、内容につきましては総務課長が説明をいたします。

続きまして議案第25号でございます。

令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号を定  
めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、  
議会の議決を求める。

令和元年9月10日提出でございます。

提案理由でございます。

歳入歳出それぞれ145万円を追加し、予算総額を歳入歳出そ  
れぞれ1億6341万9千円とするものでございます。

歳入では、繰入金、町債を計上いたしております。

歳出では、押野地区水道管布設替え工事を計上いたしておりま  
す。

なお、内容につきましては、産業建設課長が説明をいたします。

議案第26号でございます。

令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号を定

	<p>めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により議会の議決を求める、</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>歳入歳出それぞれ92万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6433万4千円とするものでございます。</p> <p>歳入では、観光施設事業収入を計上いたしております。</p> <p>歳出では、生見駐車場警備委託料、海の駅ブラインド取付工事などを計上いたしております。</p> <p>なお、内容につきましては産業建設課長が説明をいたします。</p> <p>以上でございます。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
<p>議長</p> <p>産業建設課長</p>	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から、承認第11号令和元年度東洋町下水道事業特別会計補正予算専決第1号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の2ページをお願いいたします。</p> <p>第3表の債務負担行為。</p> <p>今回の補正予算は、長寿命化計画により、平成31年度から計画的に実施する水処理設備工事費に伴う、国庫補助金を令和2年度においても確保するために、必要な要件として債務負担行為を計上するものです。</p> <p>限度額は5460万円としております。</p> <p>なお、申請手続きの提出期限の関係から専決処分をさせていた</p>

議長	<p>だいております。</p> <p>以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>蛭子住民課長。</p>
住民課長	<p>(蛭子 浩久住民課長)</p> <p>私から、議案第20号、東洋町老朽建物等の適正管理等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明をいたします。</p> <p>議案資料の1ページと、新旧対照表の1ページをお願いいたします。</p> <p>本町では過疎化、核家族化が進む中、空き家が増え、適正に管理されていない空き家が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている事例があり、今後もそのようなことが増えてくると考えられます。</p> <p>この度の条例改正は、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともにその生活環境の保全を図るため、町長が必要に応じて最小限度の応急措置が行えるようにするものでございます。</p> <p>第2条第1項第1号では、建物等の定義を建物その他の土地の工作物及び敷地をいうに改めます。</p> <p>次に第9条以下を1条ずつ繰り下げて、次の1条を加えております。</p> <p>(応急措置) 第9条、町長は空き家等の適正管理が行われていないことにより、人の生命、身体又は財産に著しい損害が生じるおそれがあるときはその予防のため、必要最小限度の応急の措置</p>

<p>議長</p>	<p>を講ずることができる。</p> <p>この条例は令和元年10月1日から施行するとしております。</p> <p>以上です。</p> <p>よろしく願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは私から、議案第21号、東洋町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正することについて、ご説明いたします。</p> <p>新旧対照表の2ページをお願いいたします。</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人等の人権がより尊重されますよう、本条例の第4条第1号に規定されております、欠格条項、成年被後見人又は被保佐人を削除しようとするものです。</p> <p>また、同条2号では字句の改正を、同条3号では免職を懲戒免職に改正しようとするものでございます。</p> <p>附則です。</p> <p>この条例は、公布の日から施行するとしております。</p> <p>続きまして、議案第22号、東洋町地区集会所の設置及び管理条例の一部を改正することについてご説明いたします。</p> <p>引き続き新旧対照表3ページから4ページにかけてご説明をさせていただきます。</p>

	<p>今回、池相間地区に建設をしておりました集会所が完成したため、名称を池相間地区集会所とし、位置は、東洋町大字野根丙2446番地を追加し、改正するものであります。</p> <p>附則です。</p> <p>この条例は、公布の日から施行するとしております。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは、議案第23号、東洋町森林環境譲与税基金条例を定めることについてご説明をいたします。</p> <p>議案関係資料の5ページと6ページをご参照ください。</p> <p>この基金条例の目的は、地球温暖化防止の新たな枠組みである、パリ協定の下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、産地栽培防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、総務省が平成31年4月1日施行、森林環境譲与税の創設に伴い、本町においても、森林環境譲与税基金条例を創設するものです。</p> <p>条文、第1条設置では、本町における森林整備及びその促進を図るため、東洋町森林環境譲与税基金を設置するから以下、第2条積立て、第3条管理、第4条運用益金の処理、第5条繰替運用、第6条処分、第7条委任まで定めておりますので、内容につきましてはご参照ください。</p>



	<p>また、附則では、この条例は公布の日から施行するとしております。</p> <p>なお、令和元年度、本町への森林環境譲与税の配分額の試算では、約460万円となっております。</p> <p>以上です。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>大坪総務課長。</p>
議長	
	<p>(大坪 靖幸総務課長)</p> <p>それでは議案第24号、令和元年度東洋町一般会計補正予算第2号について、ご説明をいたします。</p> <p>予算書の1ページをお願いいたします。</p> <p>今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億315万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ32億9170万4千円とするものでございます。</p> <p>2ページをお願いいたします。</p> <p>(予算書に基づき説明)</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>伊吹産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(伊吹 真貴博産業建設課長)</p> <p>それでは私の方から、議案第25号、第26号についてご説明をいたします。</p>

令和元年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明をいたします。

今回の補正予算は、飲料水供給施設の工事費を追加するものです。

歳入歳出の予算145万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ1億6341万9千円とするものです。

予算書の4ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

続きまして議案第26号、令和元年度東洋町観光施設事業特別会計補正予算第1号の承認を求めることにつきましてご説明をいたします。

今回の補正予算の主なものは、第3駐車場の修繕費や海の駅施設の工事費となっております。

歳入歳出それぞれ92万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ6433万4千円とするものです。

予算書の6ページをお願いいたします。

(予算書に基づき説明)

(西岡 尚宏議長)

以上で一括議題とした提出案件の説明が全て終わりました。

日程第21、同意第14号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

直ちに提出者の説明を求めます。

松延町長。

(松延 宏幸町長)

議長

町長	<p>同意第14号でございます。</p> <p>教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の議決を求める。</p> <p>令和元年9月10日提出でございます。</p> <p>住所は安芸郡東洋町大字野根丙1861番地。</p> <p>氏名は市原明氏でございます。</p> <p>任期は令和元年11月21日から令和5年11月20日までとなっております。</p> <p>提案理由でございます。</p> <p>令和元年11月20日付けで、土屋教育委員が任期満了を迎えます。</p> <p>今回、市原明氏を教育委員に任命したいと存じますので、よろしく願いをいたします。</p> <p>経歴書につきましては、裏面のとおりでございますので、ご参照を願います。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>提出者の説明が終わりました。</p> <p>本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よってさよう決しました。</p> <p>これより、同意第14号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。</p> <p>この採決は無記名投票をもって行います。</p>

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

ただいまの出席議員は6名であります。

議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君を指名します。

投票用紙を配布させます。

(投票用紙配布)

本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。

投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なしの声あり)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

異常なしと認めます。

これより投票に入ります。

2番議員より、順次、投票願います。

投票漏れはありませんか。

(なしの声あり)

投票漏れなしと認めます。投票を終了します。

開票を行います。

4番、武山裕一君、並びに5番、小野正路君、立会いをお願い

町長	<p>いたします。</p> <p>投票結果を報告します。</p> <p>投票総数 6 票、うち有効投票 6 票、無効投票 0 票であります。</p> <p>有効投票中、賛成 6 票、反対 0 票。</p> <p>以上のおりであります。</p> <p>よって、同意第 1 4 号、教育委員会の委員の任命につき同意を 求めることについての件は、同意することに決定しました。</p> <p>議場の閉鎖を解きます。</p> <p>(議場閉鎖解除)</p> <p>日程第 2 2、報告第 4 号、財政の健全化判断比率等の報告につ いて報告を求めます。</p> <p>松延町長。</p> <p>(松延 宏幸町長)</p> <p>報告第 4 号、財政の健全化判断比率等の報告について、地方公 共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条 第 1 項の規定によりご報告を申し上げます。</p> <p>毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付して議会に報告 しなければならない指標は下記のとおりとなっております。</p> <p>実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに該当はございません。</p> <p>実質公債費比率は 1 1. 7 パーセント、将来負担比率は 6 5. 3 パーセントとなっております。</p> <p>資金不足比率は該当はございません。</p> <p>以上でございます。</p>
----	--

議長	<p>(議席より、議長と発言あり)</p> <p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>6番、今宮裕明君。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>動議を提出します。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>どのような動議でしょうか。</p> <p>自席で簡潔に言ってください。</p>
6番議員	<p>(今宮 裕明議員)</p> <p>田島毅三夫議員に対する懲罰動議です。</p>
議長	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>一旦、休憩します。</p> <p>(休憩時間：15時45分)</p>
	<p>(動議の確認)</p> <p>再開します。</p> <p>(再開時間：15時45分)</p> <p>ただいま、6番、今宮裕明君から、地方自治法第134条第1項の規定によって、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案が提出されました。</p>

この懲罰動議は、地方自治法第135条第2項及び会議規則第110条第1項により所定の賛成者がありますので、成立しています。

ここで、休憩に入ります。

小休します。

(休憩時間：15時46分)

(動議配布)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：15時50分)

ただいま、お手元に配布したとおり、発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることについて、採決します。

発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに、議題とすることに、賛成の方の、挙手を願います。

挙手全員であります。

よって、発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを日程に追加し、追加日程第2として、直ちに議題とすることは可決されました。

ここで、議会運営委員会を開催しますので、休憩に入ります。

再開は、16時10分とします。

(休憩時間：15時51分)

	<p>(議会運営委員会開催)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間：16時10分)</p> <p>これより、追加日程第2、発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議についてを議題とします。</p> <p>地方自治法第117条の規定により、7番、田島毅三夫君の退場を求めるところであります。7番、田島毅三夫君は出席停止の処分を科されておりますので、本会議場にはおられませんので、本件については、議会運営委員会で検討されておりますので、委員会の報告を求めます。</p> <p>高畠議会運営委員会委員長。</p>
<p>議会運営委員会委員長</p>	<p>(高畠 俊彦議会運営委員長)</p> <p>それでは先ほどの、議会運営委員会の報告を行います。</p> <p>先ほど、この動議の運営方法について協議した結果、</p> <p>7番、田島毅三夫君は出席停止の処分を科されておりますので、弁明の機会を与えることができないため、まず提出者からの説明ののち、次に提出者に対する質疑のみを行う。</p> <p>以上のように決定いたしました。</p> <p>これで議会運営委員会の報告を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(西岡 尚宏議長)</p> <p>ただいまの、議会運営委員会からの報告のとおり、この動議については、7番、田島毅三夫君は出席停止であり、弁明の機会を与えることができませんので、提出者からの説明ののち、提出者</p>



6 番議員

に対しての質疑のみを行う。

以上のとおりで、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

提出者の説明を求めます。

6 番、今宮裕明君。

(今宮 裕明議員)

それでは、提出理由を説明します。

東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議。

次の理由により、田島毅三夫議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第 135 条第 2 項及び会議規則第 110 条第 1 項の規定により、動議を提出します。

提出者は私、今宮裕明。

賛成者は、高島俊彦、小野正路、小松熙、福島登、武山裕一の各議員であります。

提出理由を説明します。

本日の会議において、田島毅三夫議員は、議長からの注意喚起または制止に従わない行為など、地方自治法第 129 条議場の秩序維持、同規則第 132 条品位の保持、議会会議規則第 54 条発言内容の制限、同規則第 122 条品位の尊重に抵触すると思われる発言がありました。

これまでにも、同様の件で懲罰を科されたにもかかわらず、本会議での態度の改善は見受けられないことは明らかであります。

よって、規律を遵守し、議会秩序を保持する東洋町議会とするため、田島毅三夫議員の懲罰が必要であると考え、賛成議員とと

議長

もに、田島毅三夫議員の懲罰動議を提出するものであります。

以上、ご審議よろしくお願いいたします。

(西岡 尚宏議長)

提出者の説明が終わりました。

これより、発議第13号、東洋町議会議員田島毅三夫君に対する懲罰動議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで、お諮りいたします。

本件動議については、議会会議規則第111条の規定により、委員会の付託を省略することができず、議会委員会条例第6条第1項の規定により、6名の委員で構成する懲罰特別委員会が自動的に設置されましたので、これに付託して審査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、議会委員会条例第6条第2項及び第7条第4項の規定により、資料として配付しております委員案の名簿のとおり、2番、高島俊彦君、3番、小松熙君、4番、武山裕一君、5番、小野正路君、6番、今宮裕明君、8番、福島登君を指名したいと思いま

すが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よって、懲罰特別委員会の委員は、名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま、選任されました特別委員の方々は、本日の会議終了後に、正副委員長の互選を行って下さい。

なお、初めての委員会でありますので、議会委員会条例第9条第1項の規定により、ここに議長が口頭で招集の通知をします。

また、正副委員長がともにおりませんので、議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長委員が臨時委員長として、正副委員長を互選することになります。

委員会の正副委員長が互選されましたら、配布します報告書に記載の上、議長に提出して下さい。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、お諮りいたします。

冒頭の、議会運営委員長の報告のとおり、本会議散会后から休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、13日午前9時から再開したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(議なしの声あり)

異議なしと認めます。

よってさよう決しました。

本日は、これにて散会します。

次の本会議は13日午前9時から議会放送をいたします。

また、これより休憩後、午後4時30分から役場2階の第3会

議室において、決算審査特別委員会を開催します。

日程は11日までですが、審査が終了次第会議を閉じます。

どうもお疲れさまでございました。

これにて議会放送を終了いたします。

(閉会時間：16時18分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員